

この条約はそのまま明治十九年三月三十一日まで更新された。

明治十六年一月廿二日エッケルト氏来所ニ付演樂手續書

エッケルトは音楽取調掛出向の決定後、下見聞に訪れたようである。

第一 和聲ノ部

既習ノ分複習

第二 管絃樂ノ部

君が代 (是レハメーソン氏ヨリ傳習シタルモノ)

〔現行の《君が代》ではなく『小學唱歌集』中のもの。しかし歌詞は同一〕

マーチ (是ハ此頃航來シタルモノニシテ未タ傳習ヲ受ケサルモノ)

第三 箏胡弓ノ部

思ヒ出レバ 箏 幸田
胡弓 林

若紫 箏 遠山、山勢
胡弓 幸田、林

第四 新曲調和ノ事

在来日本ノ分 (御所車、六段)

新作ノ分 (天津日副、大和ノ國ハ)

第五 洋琴ノ部

ツエット 幸田、遠山

〃 市川、高坂

以上

〔手書き〕
『音楽取調掛奏樂録』明治十六年

明治十九年、音楽取調掛解任後二十一年三月海軍軍楽隊専務も解か

れ、宮内省雅楽課専務となった。この間にドイツ皇帝からプロシア王室楽長の称号を授与されている。三十二年宮内省を辞したあと同時に勲六等に叙せられた。同年四月一時帰国の後朝鮮季王家楽長に就任(一九〇一年)、大正五年(一九一六)八月六日当地で没。お墓は京城郊外にある(中村理平氏の調査による)。

附属図書館には、エッケルトによる小学唱歌の箏編曲および和声づけの原稿が保存されている。それは二つの包みになっていて、一つは「唱歌箏單音及諸重音」と記され、もう一つは「複音以上唱歌箏和聲エッケルト氏調和原本」と記されている。エッケルトは日本の伝統音楽に非常な興味をもち、「小學唱歌集」第三編の編纂に加わって、和声づけのほか日本楽曲の西洋旋法採譜なども行った。伊澤修二はエッケルトに「和洋音楽を折衷して國樂を興す」仕事の良き協力者となることを求めた。これらの編曲は、その一助となる音楽を作る目的の一端であって、エッケルトに託した仕事と見ることができであろう。なおこの目的の試みとして F. von Flotow (1812-1883) の〈Jubel Ouverture〉第二面合奏の編曲および Johann u. Josef Strauss の〈Pizzicato Polka〉第三面のための編曲原稿がある。

(三) ギヨーム・ソーブレット Guillaume Sauvlet (生没年不詳)

ソーブレットは明治十九年四月、エッケルトの後任として音楽取調掛に雇い上げられた。しかし彼は必ずしも音楽取調掛が望む人材ではなかったようである。前任のエッケルトについては、海軍省との兼務であるため一週四時間しか受け持てない実状を理由にエッケルトの契約を打ち切り、イタリアに管絃樂専門の教師を求める願ひ書を十八年四月二十一日付で文部卿大木喬任へ提出していた。ソーブレットの雇用はこの間の暫定的な措置と思われる。ソーブレットは一八八五年に來日したマスコット歌劇団とエミリー・メルビル歌劇団のピアノ伴奏者であった。横浜

でたびたびピアノ演奏会を開き、当地ではかなり名が知られていた。升本匡彦著『横浜ゲーテ座―明治・大正の西洋劇場』一〇二―一〇三頁（横浜市教育委員会発行）によると、ソープレットが横浜に住むようになったのは左記の歌劇団来日以来と推定されるが詳細は不明である。ジャパン・ダイレクトリーに横浜居住として彼の名が記載されるのは、一八八六年版から一八八九年版までの四年間だそうである。横浜山の手に住み、毎週月水金の三日、東京上野に通っていた。



エミリー・メルビル歌劇団とともに来日のソープレット。ワーグマン筆。1885年11月

音楽教師雇入れノ儀ニ付伺

本所音楽傳習生徒之儀追々學業進歩之域ニ進ミ既ニ夫々専門樂器傳習致居候者モ有之該傳習生徒將來成業之儀ハ大ニ教師之良否ニ關シ候處未タ適當之教師ヲ不得甚タ差支罷在候就而者次學期ヨリ月俸凡銀貨四百五十四拾円以上内三百円以下ノ見込ヲ以テ管絃樂専門ノ教師ヲ以太利國ヨリ大凡ソケ年間聘用致度右裁可ヲ得候上ハ聘用之儀紹介手續等更ニ可伺出候得共右用之儀ハ本所経費中ニテハ支弁難致候間別途御交付相成度候尚次學期モ既ニ切迫ノ儀ニ有之候得者至

急裁可相成度此段相伺候也

明治十八年四月廿一日

音楽取調所長

文部省書記官伊澤修二

文部卿伯爵大木喬任殿

追而海軍省ヨリ兼備致居候エツケルト儀ハ其授業時數僅ニ一週四時間ニテ如何共致方無之加フルニ来十九年三月限り満期ニ相成候得者其際解雇之見込ニ有之候也

〔参考書類〕明治十八年

〔手書き〕

肅啓

今般當音樂取調所ニ於テ管絃樂器専門教師一名伊太利國ヨリ傭入致度候ニ付右傭入之儀大木文部卿ヨリ閣下へ及御依頼候処豫テ御承知之適當音樂取調所ノ儀モ追々事業進歩致シ既ニ聊専門樂器モ傳習致居候得共未タ適當之教師ヲ不得候ニ付御駐筈地ヨリ善良ノ人物聘用致度省議ニ有之將又當所ニ於テ右へ教授囑托見込ノ箇條ハヴィオリン、ヴィオラ、ヴィオロンセロ、ダブリューベース等ノ如キ絃樂器、和聲ノ理論及実地并管樂器一般ノ教授ヲ掌トル教師ニ命スベキ旨條約案中ニモ記載致置候得共固ヨリ以上教科ノ専門樂器教授ノ任ニ堪フベキ学力ヲ一人ニ望ミ候儀ハ大ニ困難之儀ト想察仕候依テ右望之通ノ学力ヲ有シ聘ニ應シ候者有之候得者大幸之儀ニ有之候得共若シ萬一否ザレバ管樂器教授ノ学力ヲ欠キ候者ニテモ無餘儀次第ニ有之候乍去本邦之儀ハ豫テ御熟知之事情ニ有之候得者特ニ一樂器一科目ノミニ長シ居リ他ノ樂器ニ就テハ一向不心得者ニテハ甚タ不都

合ニ有之又音楽技術上ニ於テハ申分無之者ニテモ訓練教授上不親切ナル者ニテモ甚タ不都合有之且言語等之儀モ本邦ノ現情ニテハ特ニ伊太利一國ノ語ノミニテ他ノ國語ニ心得無之者ニテモ當惑致シ候ニ付少クトモ英、佛、獨中ノ一國語ニハ通居候者ヲ企望致候儀ニ有之候間右等之邊篤ト御諒察之上適當之者御周旋被下度此段小官ヨリ更ニ懇請任候敬具

明治十八年七月十九日

本所長

伊澤修二

在伊國

田中特命全權公使宛

〔『外國人教師關係書類』明治十八年〜三十二年〕

〔ソープレットの条約書〕

この条約文は、明治十九年四月に契約した一年間が満期となり、引続き翌年三月までの更新契約書である。音楽取調掛ではソプレーと発音していた。

日本文部省總務局長文部次官辻新次第一方ニ在リ和蘭人プロフ エスール、デウ、ピヤノ、「ジー、ソプレー」氏第二方ニ在リ取 結フトコロノ條約左ノ如シ

第一條 前文「ソプレー」氏ハ明治二十年（千八百八十七年）四月 一日ヨリ同二十一年（千八百八十八年）三月三十一日マテ一ケ年 間文部省總務局所屬音楽取調掛へ雇ヒ唱歌、洋琴、風琴、絃樂、管 樂、和聲、樂曲製作ノ理論及實地教授ヲ囑托スヘシ

第二條 前文「ソプレー」氏ハ毎週月水金ノ三日前文音楽取調掛へ

出頭スヘシ但授業時間ハ一日五時ヲ限リトス

第三條 前文「ソプレー」氏ハ給料トシテ一ケ月ニ付日本紙幣貳百 七拾五圓ヲ毎月末ニ受取ルヘシ

第四條 前文「ソプレー」氏ハ總テ第一方ノ指揮ニ從フヘキモノト ス殊ニ學科教授ノ時間及ヒ順序ヲ定ムルノ權ハ第一方ニ在ルヘシ 第五條 前文「ソプレー」氏ハ其教授ノ事項ニ付充分其意見ヲ陳述 スルヲ得ヘシ然レトモ其決定ノ權ハ第一方ニ在ルヘシ

第六條 前文「ソプレー」氏ハ疾病ニ罹リ三十日間引續キ其職ヲ廢 スル事アルトキハ此條約ヲ廢シ其翌日ヨリ給料ヲ相渡サ、ルヘシ 第七條 若シ第一方又ハ第二方ノ者各自ノ都合ニヨリ此條約期限前 ニ解約セン事ヲ欲セハ少クトモ三ヶ月前ニ其旨ヲ他ノ一方ニ通知 スルトキハ之ヲ解約スルヲ得ヘシ但本條ノ場合ニ於テ條約ヲ解ク トキハ其翌日ヨリ給料ヲ相渡サ、ルヘシ

東京ニ於テ

明治二十年（千八百八十七年）三月三十一日

日本文部省總務局長文部次官 辻新次

和蘭人 ジー・ソプレー 〔手書き〕

〔『外國人教師關係書類』明治十八〜三十二年〕

ソープレットには次のような日本を題材にした作品がある。

〈日本皇帝に捧ぐ〉“A Majeste L'Empereur du Japon”, G. Sauvlet (一八八六)

〈日本ワルツ〉“Nippon Valse”, G. Sauvlet (一八八六)